

## 国内募集型企画旅行条件書

(本条件書は、旅行業法第12条4に定める取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります)

### 1. 募集型企画旅行契約

この旅行は、アルピコ交通㈱(以下「当社」という)が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」という)を締結することになります。当社はお客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」という)の提供を受けることができるように、手配し、旅程管理することを行います。旅行契約の内容・条件は、本旅行条件書、出発前にお渡しする最終日程表と称する確定書面及び当社旅行契約募集型企画旅行契約の部(以下「当社約款」という)によります。アルピコ交通㈱(長野県知事登録旅行業第2-163号) 長野県松本市井川城2-1-1

### 2. 旅行のお申込み及び契約の成立

- 当社または当社の受託営業所(以下「当社ら」という)にて旅行申込書に所定の事項を記入し、当社が別に定める金額の申込金を添えてお申込みいただきます。お申込金は、「旅行代金」又は、「取消料」、「契約金」の一部として取扱います。
- 当社らは電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段によるお申込みを受け付けます。この場合予約の時点では契約は成立しておらず、当社が定める期間内に、申込書の提出と申込金の支払いをしていただきます。この期間内に申込書の提出と旅行代金の支払いがなされない場合、当社らはお申し込みがなかったものとして取り扱います。
- 旅行契約は、電話によるお申込の場合、本項(2)により旅行代金を当社らが受領したときに、また、郵便又はファクシミリでお申し込みの場合は、当社らがお客様との旅行契約を承諾し、旅行代金を受領したときに、成立いたします。また、電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段でお申込の場合であっても、通信契約によって契約を成立させるときは、第21項(3)の定めにより契約が成立します。
- 当社らは、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から、旅行申し込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を有しているものとみなします。
- 契約責任者は、当社らが定める日までに、構成者の名簿を当社らに提出しなければなりません。
- 当社らは、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。
- 当社らは、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

### 3. お申込みの条件

- 特定旅客層を対象とした旅行あるいは特定の旅行目的を有する旅行については、年齢、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件を満たしていない場合は、お申込みをお断りする場合があります。
- 20歳未満(高校生含む)の方が単独でご参加される場合は、親権者の同意書が必要となります。
- 当社は、本項(1)及び(2)の場合で、当社よりお客様にご連絡が必要な場合は、お申し込みの日から、原則として1週間以内にご連絡いたします。
- お客様が、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会勢力であると判断した場合は、お申込みをお断りする場合があります。
- お客様が風説を流布し、偽計や威力を用いて当社らの信用を毀損したり妨害する行為などを行った場合は、お申込みをお断りする場合があります。
- 応募旅行者数が募集予定数に達した場合は、お申込みをお断りする場合があります。
- お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあるとき当社で判断した場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- お客様がご旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断又は治療を必要とする状態になったとき当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるため必要な措置をとらせていただきます。これにかかる一切の費用はお客様のご負担になります。
- お客様のご都合による別行動は原則としてできません。ただし、コースにより別途条件でお受けする場合があります。
- その他当社の業務上の都合があるときには、ご参加をお断りする場合があります。

### 4. 契約書面及び最終旅行日程表

- 当社らは、旅行契約成立後速やかにお客様に、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した契約書面をお渡しします。契約書面は本旅行条件書等により構成されます。
- 本項(1)の契約書面を補充する書面として、当社はお客様に、集合時刻・場所、利用運送機関、宿泊機関等に関する確定情報を記載した最終旅行日程表を遅くとも旅行開始日の前日までに契約書面に定める日にお渡しします。ただし、お申し込みが旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日前以降の場合、旅行開始日当日にお渡しすることがあります。
- 当社が手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、本項(1)における当該契約書面の本項(2)における当該最終旅行日程表に記載するところに特定されます。

### 5. 旅行代金のお支払い

旅行者は、旅行開始日までの契約書面に記載する期日までに、当社に対し、契約書面に記載する金額の旅行代金を支払わなければなりません。また、当社とお客様が第21項に規定する通信契約を締結しない場合であっても、お客様が提携カード会社のカード会員である場合で、お客様の承諾があるときは、提携会社のカードよりお客様の署名無くして旅行代金(申込金、追加代金として表示したものを含みます。)や第12項に規定する取消料・違約料、第9項に規定されている追加料金をお支払いいただくことがあります。また、この場合のカード利用日は、お客様からお申し出がない限り、お客様の承諾日といたします。

### 6. 旅行代金の適用

- 参加されるお客様のうち、特に注釈のない場合、満12歳以上の方はおとな料金、満6歳以上(航空機利用のコースは満3歳以上)12歳未満の方は、子ども料金になります。
- 旅行代金、各コースごとに表示してございます。出発日とご利用人数でご確認ください。

### 7. 旅行代金に含まれるもの

- 旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金(注釈のないかぎりエコノミークラス)、宿泊費、食事代、旅行取扱料金及び消費税等諸税。
- 添乗員が同行するコースにおける添乗員経費、団体行動に必要な心付。
- その他ホームページ、パンフレットにおいて旅行代金に含まれる旨を表示したものと、上記諸費用はお客様のご都合により、一部利用されなくても原則払戻しはいたしません。

### 8. 旅行内容の変更

当社は旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるため止むを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行契約の内容を変更することがあります。但し、緊急の場合において止むを得ないときは、変更後にご説明します。

### 9. 旅行代金の変更

- 当社は旅行契約締結後には、次の場合を除き旅行代金及び追加代金、割引代金の額の変更は一切いたしません。
- 当社は利用する運送機関の適用運賃・料金が、著しい経済情勢の変更により、通常想定される程度を大幅に超えて改訂されたときは、その範囲内で旅行代金を変更することがあります。その場合は、旅行開始日の前日からさかのぼって起算して15日目にあたる日より前にお客様にその旨を通知いたします。
  - 当社は本項(1)の定める適用運賃・料金の大幅な減額がなされるときは、本項(1)の定めるところにより、その減少額だけ旅行代金を減額します。
  - 旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用が減少したときは、当社はその変更差額だけの旅行代金を減額します。
  - 第8項の事由により旅行内容を変更したことによって、旅行の実施に要する費用が増加するときは、運送・宿泊機関等が当該サービスの提供を行っているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の諸設備の不足が発生したことによるものを除き、当社はその変更差額だけ旅行代金を変更します。
  - 当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨をホームページ上にて記載した場合、旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、契約書面に記載した範囲内で旅行代金を変更します。

### 10. お客様の交替

お客様は万一の場合、当社の承諾を得て契約上の地位を第三者に譲渡することができます。この場合、所定の用紙に所定事項を記入し当社に提出していただきます。

### 11. お客様による旅行契約の解除

- お客様は下記に該当する場合、取消料なしで旅行契約を解除することができます。
  - 契約内容の重要な変更が行われたとき
  - 第9項に基づき、旅行代金が増額改定されたとき
  - 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービスの提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となったとき、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき
  - 当社らがお客様に対して、別途定める期日までに、最終旅行日程表を交付しなかったとき
  - 当社の責に帰すべき事由により契約書面に従った旅行実施が不可能となったとき
- お客様の解除権
 

お客様は第12項に定める取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。但し、契約解除のお申し出は、当社の営業時間内にお受けします。

### 12. 取消料

- 旅行契約の成立後、お客様のご都合により旅行をお取消しになる場合は旅行代金に対しておひとりにつき下記の料率で取消料を、ご参加のお客様からは1室ごとの利用人数の変更に対する差額代金をそれぞれいただきます。

| 取消日                     | 取消料       |           |
|-------------------------|-----------|-----------|
| 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって    | 宿泊プラン     | 日帰りプラン    |
| ①21日目に当たる日以前の解除         | 無料        | 無料        |
| ②20日目に当たる日以降の解除(③～⑦を除く) | 旅行代金の20%  | 旅行代金の20%  |
| ③10日目に当たる日以降の解除(④～⑦を除く) | 旅行代金の20%  | 旅行代金の30%  |
| ④7日目に当たる日以降の解除(⑤～⑦を除く)  | 旅行代金の30%  | 旅行代金の40%  |
| ⑤旅行開始日の前日の解除            | 旅行代金の40%  | 旅行代金の40%  |
| ⑥旅行開始日当日の解除(⑦を除く)       | 旅行代金の50%  | 旅行代金の50%  |
| ⑦旅行開始後の解除または無連絡不参加      | 旅行代金の100% | 旅行代金の100% |

- 当社の責任とならないローンの取扱上の事由に基づき、お取り消しになる場合も所定の取消料をお支払いいただきます。
- 旅行代金が期日までに支払われなかったときは、当社は当該期日の翌日においてお客様が旅行契約を解除したものとし、取消料と同額の違約料をいただきます。

### 13. 当社による旅行契約の解除及び催行中止

- お客様が当社所定の期日までに旅行代金をお支払われなかったときは、当社は旅行契約を解除することがあります。この場合は取消料に相当する額の違約料をお支払いいただきます。
- 次の各一に該当する場合は、当社は旅行契約を解除することがあります。
  - お客様が当社らあらかじめ明示した性別・年齢・資格・技能その他の旅行参加者の条件を満たしていないことが判明したとき
  - お客様が病氣その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき
  - お客様が他の参加者に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき
  - スキーを目的とする旅行における降雪量の不足のように、当社らあらかじめ明示した旅行実施条件が成就しないとき、あるいはそのおそれが極めて大きいとき
  - 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、その他の当社の関与し得ない事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき
  - 旅行者の数が契約書面に記載した最少催行人員に達しなかったとき。
- 当社は、fに掲げる事由により募集型企画旅行契約を解除しようとするときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、13日目(日帰り旅行については、3日目)に当たる日より前に、旅行を中止する旨を旅行者に通知します。
- お客様が契約内容に関し、合理的な範囲を超える負担を求めたとき

### 14. 旅行開始後の解除

- お客様の解除・払戻し
  - お客様の都合により途中で離団された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払戻しをいたしません。
  - 旅行開始後であっても、お客様の責に帰さない事由によりパンフレットに記載した旅行サービスの提供を受けられない場合は、お客様は、取消料を支払うことなく不可能になった当該旅行サービスの提供に係る部分の契約を解除することができます。この場合は当社は旅行代金のうち、不可能になった当該旅行サービスの提供に係る部分をお客様に払戻しいたします。
- 当社の解除
  - 旅行開始後であっても、当社は次に掲げる場合においてお客様にあらかじめ理由を説明して旅行契約の一部を解除することがあります。
    - お客様が病氣その他の事由により、旅行の継続に耐えられないと認められるとき。
    - お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員等の指示に従わない等、団体行動の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
    - 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由により旅行の継続が不可能となったとき。
  - 解除の効果及び払い戻し
 

本項(2)のaに記載した事由でお客様又は当社が旅行契約を解除したときは、第11項(1)によりお客様が取消料を支払って旅行契約を解除する場合を除き、契約を解除したためにその提供を受けられなかった旅行サービスの提供者に対して、取消料、違約料その他の名目で既に支払い、また支払わねばならない費用があるときは、これをお客様のご負担とします。この場合、当社は旅行代金のうち、お客様がまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分の費用から当社が当該旅行サービス提供者に支払い又はこれから支払うべき取消料・違約料その他の名目による費用を差し引いて払い戻しいたします。
  - 本項(2)のaのcにより当社が旅行契約を解除したときは、お客様のお求めに応じてお客様のご負担で出発地に戻るための必要な手配をいたします。

エ.当社が本項(2)の7の規定に基づいて旅行契約を解除したときは、当社とお客様の間に契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。すなわちお客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとします。

## 15. 旅行代金の払戻し

- (1) 当社は「第9項の(2)(3)(5)の規定により旅行代金を減額した場合」又は「第14項の規定によりお客様若しくは当社が旅行契約を解除した場合」で、お客様に対し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払い戻しにあっては解除の翌日から起算して7日以内に、旅行代金の減額又は旅行開始後の解除による払い戻しにあってはホームページ上に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に、お客様に対し当該金額を払い戻しいたします。
- (2) 本項(1)の規定は、第17項(当社の責任及び免責事項)又は第19項(お客様の責任)で規定するところにより、お客様又は当社が損害賠償請求権を行使することを妨げるものではありません。
- (3) お客様は出発日より1ヶ月以内にお申込店に払戻しをお申し出ください。
- (4) クーポン券類の引渡し後の払戻しについては、お渡ししたクーポン券類が必要となります。クーポン券類の提出がない場合には、旅行代金の払戻しができないことがあります。

## 16. 添乗員

- (1) 添乗員同行表示コースには、全行程に添乗員が同行いたします。添乗員の旅行サービスの内容は、原則として契約書面に定められた日程を円滑に実施するために必要な業務といたします。旅行中は日程の円滑な実施と安全のため添乗員の指示に従っていただきます。添乗員の業務は原則として8時から20時までとします。
- (2) 現地添乗員同行表示コースには、原則として旅行目的地の到着から出発まで現地添乗員が同行いたします。現地添乗員の業務は本項(1)における添乗員の業務に準じます。
- (3) 現地係員案内表示コースには、添乗員は同行いたしません。現地係員が旅行を円滑にするために必要な業務を行います。
- (4) 個人型プランは添乗員等は同行いたしません。お客様が旅行サービスを提供するために必要なクーポン類をお渡しいたしますので、旅行サービスの提供を受けるための手続きはお客様ご自身で行っていただきます。
- (5) 現地添乗員が同行しない区間及び現地係員が業務を行わない区間において、悪天候等によってサービス内容の変更を必要とする事由が生じた場合における代替サービスの手配及び必要手続きは、お客様ご自身で行っていただきます。

## 17. 当社の責任及び免責事項

- (1) 当社は、旅行契約の履行に当たって、当社又は当社の手配旅行者の故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。ただし、損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があった場合に限り、(2)手荷物について生じた本項(1)の損害については、同項の規定にかかわらず、損害発生の日から起算して国内旅行にあっては14日以内に当社に対して通知があったときに限り、損害額の如何にかかわらず旅行者1名につき15万円を限度として賠償します。(当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。)
- (3) お客様が次に例示するような事由により、損害を被られた場合は、当社は(1)の責任を負いません。
  - a. 天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
  - b. 運送・宿泊機関等のサービス提供の中止又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
  - c. 官公署の命令、外国の出入国規制、伝染病による隔離又はこれによって生じる旅行日程の中止
  - d. 自由行動中の事故
  - e. 食中毒
  - f. 盗難
  - g. 運送機関の遅延・不通・スケジュール変更・経路変更など又はこれらによって生じる旅行日程の変更・目的地滞在時間の短縮

## 18. 特別補償

- (1) 当社は17項(1)の当社の責任が生じるか否かを問わず、当社約款特別補償規程により、お客様が募集型企画旅行参加中に偶然かつ急激な外来の事故により、その生命、身体に被られた一定の損害につきましては死亡補償金(1,500万円)・後遺障害補償金(1,500万円を上限)・入院見舞金(2万円～20万円)及び通院見舞金(1万円～5万円)を、また手荷物に対する損害につきましては損害補償金(手荷物1個又は1対あたり10万円を上限、1募集型企画旅行にお客様1名あたり15万円を上限とします。)を支払います。
- (2) 本項(1)にかかわらず、当社の手配による募集型企画旅行に含まれる旅行サービスの提供が一切行われぬ日については、その旨ホームページ上に明示した場合に限り、当該募集型企画旅行参加中とはいたしません。
- (3) お客様が募集型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、酒酔い運転、疾病等のほか、募集型企画旅行に含まれない場合で、自由行動中のスカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は本項(1)の補償金及び見舞金を支払いません。ただし、当該運動が募集型企画旅行行程に含まれているときは、この限りではありません。
- (4) 当社は、現金、有価証券、クレジットカード、クーポン券、航空券、パスポート、免許証、査証、預金証書・貯金証書(通帳及び現金支払機用カードを含みます。)、各種データその他これらに準ずるもの、コンタクトレンズ等の当社約款に定められている補償対象除外品については、損害補償金を支払

いません。

- (5) 当社は本項(1)に基づく補償金支払い義務と前項により損害賠償義務を重ねて負う場合であっても、一方の義務が履行されたときはその金額の限度において補償金支払義務・損害賠償義務とも履行されたものといたします。

国内旅行傷害保険加入のおすすめ安心してご旅行をしていただくため、お客様ご自身で保険をかけられることをおすすめします。

## 19. お客様の責任

- (1) お客様の故意、過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、当社はお客様から損害の賠償を申し受けます。
- (2) お客様は、募集型企画旅行契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を活用し、お客様の権利義務その他の募集型企画旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。
- (3) お客様は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービス内容を円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたことと認識したときは、旅行地において速やかにその旨を添乗員、幹事員、現地ガイド、当該旅行サービス提供機関又はお申込店に申し出なければなりません。
- (4) 当社は、旅行中のお客様が、疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認めるときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とし、お客様は当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法で支払わなければなりません。
- (5) クーポン券類紛失の場合、当該クーポン券類の再発行に伴う運送機関の運賃・料金はお客様のご負担となります。この場合の運賃・料金は、運送機関が定める金額となります。

## 20. 旅程保証

- (1) 当社は、次に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合(ただし次の①③で規定する変更を除きます。)は、旅行代金に次に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に支払います。ただし、当該変更について当社に第17項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかな場合には、変更補償金としてではなく、損害補償金の全部又は一部として支払います。
  - ①次に掲げる事由による変更の場合は、当社は変更補償金を支払いません。(ただし、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合は変更補償金を支払います。
    - a. 旅行日程に支障をもたらす悪天候、天災地変
    - b. 戦乱
    - c. 暴動
    - d. 官公署の命令
    - e. 欠航、不通、休業等運送・宿泊機関等のサービス提供の中止
    - f. 遅延、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供
    - g. 旅行参加者の生命又は身体の安全確保のために必要な措置
  - ②第11項から第14項までの規定に基づき旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係る変更の場合、当社は変更補償金を支払いません。
  - ③次に掲げる契約内容の重要な変更であっても、「最終旅行日程表に記載した日程からの変更の場合で、募集プランフレットに記載した範囲内の旅行サービスへの変更である場合」は、当社は変更補償金を支払いません。
- (2) 本項(1)にかかわらず、当社が1つの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額は、旅行代金に15%を乗じて得た額を上限とします。また、1つの旅行契約に基づき支払うべき変更補償金の額が1,000円未満であるときは、変更補償金を支払いません。旅行者が交換すべきこととなる変更補償金の額と相殺した残額を支払います。

| 当社が変更補償金を支払う変更   | 変更補償金の額は1件につき下記の率×旅行代金    |                        |
|--|---------------------------|------------------------|
|  | 旅行開始日の前日までに<br>お客様に通知した場合 | 旅行開始日以降に<br>お客様に通知した場合 |
| ①契約書面に記載した旅行開始日<br>又は旅行終了日の変更  | 1.5%                      | 3.0%                   |
| ②契約書面に記載した入場する観光地<br>又は観光施設(レストランを含みます。)<br>その他の旅行の目的地の変更  | 1.0%                      | 2.0%                   |
| ③契約書面に記載した運送機関の等級<br>又は設備のより良い料金のものへの変更<br>又は変更後の等級及び設備の料金の合計額<br>が契約書面に記載した等級及び設備の<br>それを下回った場合に限り。 | 1.0%                      | 2.0%                   |
| ④契約書面に記載した運送機関の種類<br>又は会社名の変更  | 1.0%                      | 2.0%                   |
| ⑤契約書面に記載した宿泊機関の種類<br>又は名称の変更   | 1.0%                      | 2.0%                   |
| ⑥契約書面に記載した宿泊機関の客室<br>の種類、設備又は景観の変更   | 1.0%                      | 2.0%                   |
| ⑦上記①～⑥に掲げる変更のうち契約書<br>面のツアー・タイトル中に記載があった<br>事項の変更  | 2.5%                      | 5.0%                   |

注1:1件とは、運送機関の場合1乗車船毎に、宿泊機関の場合1泊毎に、その他の旅行サービスの場合1該当事項毎に1件とします。  
注2:④又は⑥に掲げる変更が1乗車船又は1泊中で複数生じた場合であっても、1乗車船または1泊につき1変更として取り扱います。  
注3:⑦に掲げる変更については、①～⑥の料率を適用せず、⑦の料率を適用します。

## 21. 通信契約による旅行条件

当社は、当社が発行するカード又は当社が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます。)のカード会員(以下「会員」といいます。)より「会員の署名なくして旅行代金や取消料等の支払いを受ける」こと(以下「通信契約」といいます。)を条件に旅行のお申込みを受ける場合があります。通信契約の旅行条件は通常の旅行条件と、以下の点で異なります。(受託旅行者により当該取扱ができない場合があります。また取扱可能なカードの種類も受託旅行者により異なります。)

- (1) 本項でいう「カード利用日」とは、会員及び当社が旅行契約に基づく旅行代金等の支払い又は払戻し債務を履行すべき日とします。
- (2) 申し込みの際、「会員番号(クレジットカード番号)」、「カード有効期限」等を当社に通知していただきます。
- (3) 通信契約による旅行契約は、当社が旅行契約の締結を承諾する旨を電話又は郵便で通知する場合には、当社がその通知を発した時に成立し、当社らがe-mail等の電子承諾通知による方法により通知する場合は、その通知がお客様に到達した時に成立するものとします。
- (4) 当社らは提携会社のカードにより所定の伝票への会員の署名なくして「ホームページ上に記載する金額の旅行代金」又は「第12項に定める取消料」の支払いを受けます。この場合、旅行代金のカード利用日は「契約成立日」(ただし、契約成立日が旅行開始日の前日から起算してさかのぼって14日目にあたるとする場合は、「14日目にあたるとする日(休業日にあたるとする場合は翌営業日)」)とします。
- (5) 契約解除のお申し出があった場合、当社らは旅行代金から取消料を差し引いた額を解除の申し出の日から起算して7日以内(減額又は旅行開始後の解除の場合は、30日以内)をカード利用日として払い戻します。
- (6) 与信等の理由により会員のお申し出のクレジットカードでのお支払いができない場合、当社らは通信契約を解除し、第12項(1)の取消料と同額の違約料を申し受けます。ただし、当社らが別途指定する期日までに現金による旅行代金のお支払いをいただいた場合にはこの限りではありません。

## 22. 個人情報の取扱い

- (1) 当社は、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただきます。ただ、お客様がお申込みいただいた旅行において旅行サービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続に必要な範囲内で利用させていただきます。その他、当社は①当社及び当社らの提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内②旅行参加後のご意見や感想の提供のお願い③アンケートのお願い④特典サービスの提供⑤統計資料の作成に、お客様の個人情報をお使いさせていただくことがあります。
- (2) 当社らは、当社らが保有するお客様個人データのうち、氏名、住所、電話番号又はメールアドレスなどのお客様への連絡に必要となる最小限の範囲のものについて、当社グループ企業との間で共同して利用させていただくことがあります。当該グループ企業は、それぞれの企業の営業案内、お客様のお申込の簡素化、催し物内容のご案内、ご購入いただいた商品の発送のために、これを利用させていただくことがあります。
- (3) 当社は、旅行先でのお客様のお買い物等の便宜のため、当社の保有するお客様の個人データを土産物店に提供することがあります。この場合、お客様の氏名、パスポート番号及び搭乗される航空便名等に係る個人データを、予め電子的方法等で送付することによって提供いたします。なお、これらの事業者への個人データの提供の停止を希望される場合は、お申込店に出発前までにお申し出下さい。

## 23. 旅行条件・旅行代金の基準

この旅行条件は2015年4月1日を基準としています。また旅行代金は2015年4月1日現在有効な運賃・規則を基準としています。

## 24. その他

《旅行企画実施》  
アルピコ交通株式会社

長野県知事登録旅行業第2-163号 全国旅行業協会会員  
〒390-8518  
長野県松本市井川2-1-1  
TEL.0263-24-1180  
FAX.0263-26-7780